

ODA訴訟

スハルト「腐敗」援助による 人権侵害と環境破壊

—日本での提訴を決断したコトパンジャン・
ダムの被害住民

スマトラ島のコトパンジャン・ダムは、日本政府によってODAのモデルケースとして宣伝されたものだったが、その実態は住民・環境無視の惨憺たるものだった(昨年二月号〓五五四号参照)。今回、被害住民が日本での提訴を決断した。

新潟大学教授
鷺見一夫

発電目的さえも果たせない 欠陥ダム

コトパンジャン・ダムは、スマトラ島中部のリアウ州バンキナン近くにおいて、日本の円借款により建設された高さ五八メートル、長さ二五七・五メートルのコンクリート重力式ダムである。このダムの主要な建設目的は、発電——一四メガワットの電力生産——であった。

このダムは、一九九六年三月に完成し、一九九七年一〇月から営業運転を開始した。しかし、一一四メガワットの発電目標は達成されてきていない。ダム貯水池では、水位低下が著しく、

発電に必要な水量を確保できないためである。

二〇〇〇年九月に筆者が現地を訪れた際に、現地技術者は、三つの発電機がフル稼働したのは、三日間(三八時間)にすぎず、一七メガワットの発電量にとどまっていると語っていた。この訪問の時期は乾季であったために、翌年の雨季(一月と四月)に再び現地を訪れてみた。しかし、事態には大きな変化はなく、幾分水位が高まっている程度であった。

このような水位低下の状況は、本年に入って一段と深刻化した。そのため、国营電力公社(PLN)は、雨季の真っ最中の二月二四日〜三月九日に、夜一一時から四時間の停電を実施した。

PLNは、この水位低下が、エル・ニーニョ現象による異常気象のせいであると説明している。はたしてこの言い訳は、いつまで通用するのであろうか？

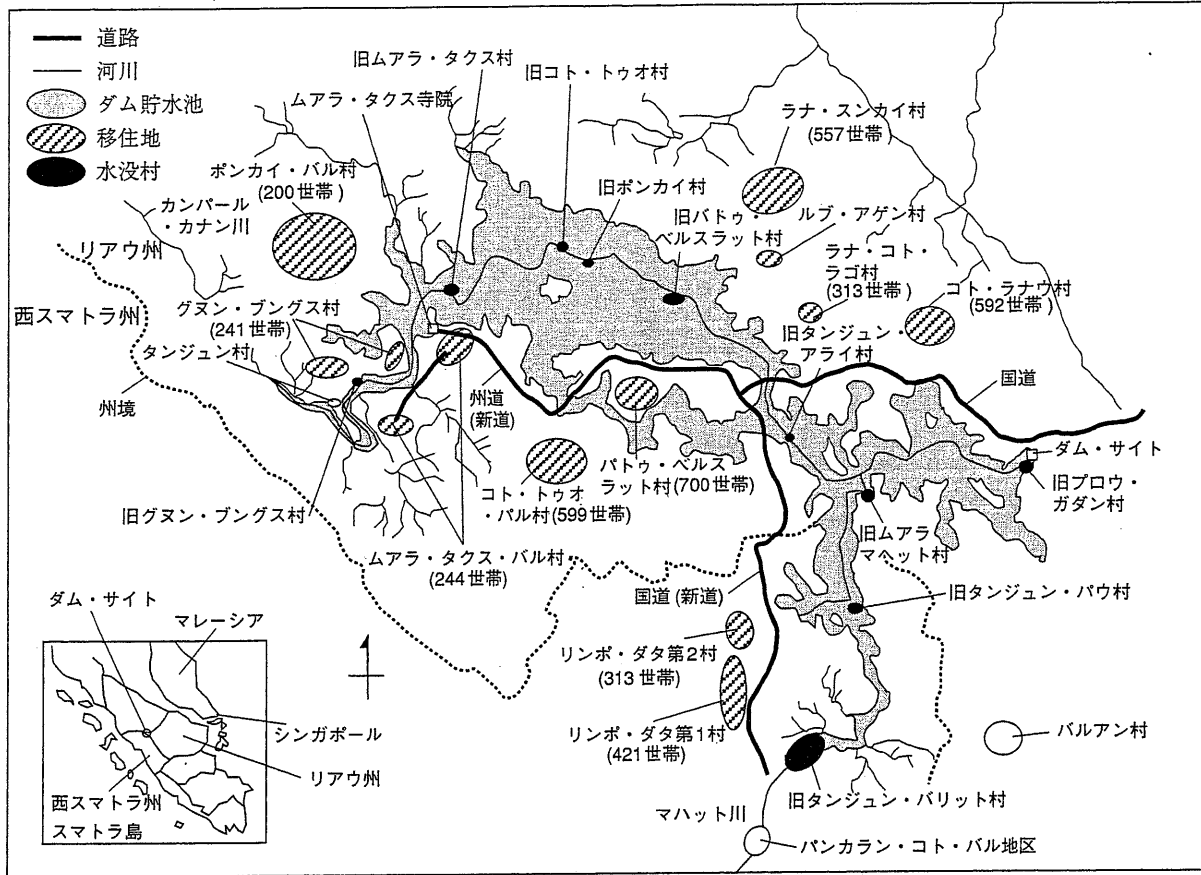
過少評価された住民への 影響

コトパンジャン・ダムは、マハット川とカンパール・カナン川の合流地点から一〇キロメートル下流において、カンパール・カナン川が平野部に出る直前の山合いの狭窄部に建設された。そのため、ダムの規模に比してバックウォーター(逆流水)の度合いが大きく、貯水池面積は、一二四平方キロメ

ートルと広大なものとなった。また、マハット川に沿っては国道、カンパール・カナン川に沿っては州道が走っており、その合間に村落が点在していた。そのため、このような場所にダム建設をすれば、単に国道と州道が水没するばかりでなく、多数の住民移転が必要となることは明白であった。この点で、国際協力事業団(JICA)——実際には、東電設計(株)——が作成したフィージビリティ・スタディ(F/S)(実行可能性調査)報告書では、ダム貯水池の造成のために流域一〇カ村——リアウ州八カ村、西スマトラ州二カ村——が水底に沈み、二九〇世帯、一万三九〇七人の立ち退きが必要であるとされていた。しかし、実際には、これを一人も上回る二万三〇〇〇人も住民立ち退きが必要であった。

しかも、今回の我々の調査では、F/S報告書には挙げられていない三カ村以上の人々がダム建設の影響を受けていることが明らかとなった。その一つは、タンジュン村である。この村では、ダム貯水池の造成により、四五戸が水没した。これらの水没世帯への補償金は別人のポケットに消え、代替地さえも用意されなかった。また、三五〇世帯が、一時的に冠水被害を被った。住民たちの話によれば、冠水の恐れ

コトパンジャン・ダムの水没村と移住地



あることについては、政府により事前
に何も知らされていなかったとのこと
である。そのため、これらの世帯は、
将来的な冠水の恐れを避けるために高
台に移転せざるを得なかった。しかし、
この移転費用については何らの政府支
援もなかったとのことである。

また、バルアン村(三五〇世帯、約
一〇〇〇人)の場合には、ダム貯水池
の造成により交通難の状態に置かれて
いる。つまり、かつてはマハット川の
川幅が四〇メートルで浅かったために
車で容易に横断でき、国道にアクセス
できたのであるが、現在ではダム貯水
池の幅員が四〇〇メートルにもなった
ために、一五キロメートルも迂回しな
ければ国道に出られない。そのため、
すべてが物価高となり、また電気の恩
恵も受けていない。

さらに、パンカラン・コト・バル地
区の場合にも、ダム貯水池の造成の悪
影響を受けている。特に雨季にダム貯
水池の水位が高まる際には、一〇カ村
が冠水被害を受けるといっているのである。

非人道的な貯水

コトパンジャン・ダムの建設構想は、
一九七九年に東電設計のプロファイ(案
件探し)により打ち出された。その後、
東電設計は、このダム建設に関して、

F/S報告書の作成、詳細設計(D/
D)の作成、さらにプロジェクト監理
の業務をも受注した。

こうして、東電設計は、プロジェク
ト監理業務の一環として、ダム建設と
住民移転の進行状況の双方に照らして
貯水開始の時期を決定する立場にあっ
た。この点で、東電設計の市川孜氏に
よれば、「インドネシア政府、州政府が
連携して移住地の新設、ゴム園、パー
ムヤシ園や田畑等の新設整備を行い、
一九九六年始めには全ての移住は終了
した」とのことである(『電力土木』、
一九九七年一月号、一二五頁)。こう
した判断に立って、東電設計は、一九
九七年二月二八日から本格的な貯水を
開始することにゴーサインを出したの
である。

しかし、この措置は、大きな誤りで
あった。というのは、この貯水開始の
時点において、住民の相当数が、未だ
立ち退き補償金を受け取っておらず、
またダム貯水池周辺の移住地の農園に
おいては、政府によって約束されたゴ
ムの木は植えられていなかったからで
ある。それ故、移転とともに、住民が
生活難に陥ることは目に見えていた。

市川氏が「全ての移住は終了した」と述べているのは、単にインドネシア
政府が強制移転を実施したというだけ
であって、住民が生活再建のできるよ

うな立場に置かれているかどうかという点は無視されてしまっているのである。それ故、住民が移転した途端に生活難に陥ることを承知の上でダム貯水池に水を張り出すという非人道的行為は、「緩やかな形でのジェノサイド(集団殺害)」(slow genocide)とも言い得る暴挙である。

また、この点では、日本政府、特に外務省と海外経済協力基金(OECF)の管理責任も問われてくる。これらの機関は、「援助」により「ジェノサイド行為」が行われることに對して、当然にチェック機能を果たすべきであったからである。

伝統・文化無視の住民移転

立ち退き対象となつたのは、ミナンカバウ系社会の人々であった。この社会の人々は、イスラム教を奉じ、母系制社会を形成している。村落の中心には、モスクとルマ・ガダン(rumah gadang)——「大きな家」の意味——がある。ルマ・ガダンでは、村落共同体の人々の集會が開かれたり、結婚式とか葬儀とかの行事も催される。

ミナンカバウ系社会の土地所有の形態は、私有財産制度ではなく、集団土地所有制度である。この点で特徴的なのが、慣習的共有地(tanah ulayat)

の存在である。ウラヤット地は、先祖伝来の入会地で、村落共同体全体の利用に供せられる。通常は森林として残され、ゴムの木が植えられる。その収益は、村落行事に充てられる。また、新規カッブルが誕生する場合には、この土地の一部が割り当てられる。

しかしながら、F/S報告書では、こうしたミナンカバウ系社会の特色には何ら配慮されなかった。その結果、立ち退き住民は、ジャワ島からの集団移住者(transmigran)と同じように取り扱われることとなった。

こうして、住民は、二ヘクタールのパーム油農園ないしはゴム園に強制移転させられた。移住地には、ルマ・ガダンもなければ、ウラヤット地もない。そのため、新世帯に割り当てられるべき土地の余裕もない。

また、政府によって提供された住宅は、ミナンカバウ系社会の伝統的建築様式である高床式の家屋ではなく、土間形式の粗末な木造住宅(縦六メートル、横六メートル)である。住民に言わせれば、「これでは、まるでブタ小屋である」というのである。

しかも、驚くべきことに、ポンカイ・バル村、タンジュン・アライ村など、幾つかの移住地では、家屋の屋根は、アスベスト製である。健康障害への配慮さえもなされていないのである。

さらに、住民意思を無視して政府によって建設されたお座なりのモスクは、住民によって忌み嫌われている。例えばポンカイ・バル村では、モスクの方向が間違っているとして、その隣に住民の浄財で新たなモスクが建設された。また、リンボ・ダタ第2村では、政府によって建設されたモスクが住民を収容し切れないとして、その隣に住民の手によって新たなモスクが建設された。

このような移住地の状況は、ミナンカバウ系社会の独自性の否定そのものである。立ち退き住民の社会的・文化的独自性を無視して、「援助」の名において、「エスノサイド」(人種絶滅)——これは、「エスニック」(人種的)と「ジェノサイド」(集団殺害)の合成語である——とも言い得る行為が行われてきているのである。

生活難に直面している移住者

今日、ダム貯水池の周辺の移住地のゴム園には一〇%ほどしか苗木は植えられておらず、しかもそれらは幼木で樹液が得られるまでには成長してはいない。このような事態が発生したのは、政府役人と請負企業の汚職のためである。つまり、ゴムの苗木を植える費用までもが、政府役人と請負企業のポケ

ットに消えてしまったのである。そのため、住民は、深刻な収入難に直面している。移住地では生活できないために、家族全体で、ないしは家族の一部が、ジャカルタ、さらにはシンガポール、マレーシアなどへと出稼ぎに出ているケースも多い。

移住地に留まっている住民は、近隣のプランテーションに賃金労働者として働きに出るか、ないしは採石、薪・籐集めなどで、辛うじて食いつないでいる。また、養魚池とか貯水池漁業とかに活路を見い出そうとしている人々もいる。しかし、その収入はわずかで、子供を学校に通わせる余裕のない住民も多い。

ポンカイ・バル村のハビザ(女性)さんの場合には、交通費を節約するために、夫とともに隣村のタンジュン村の農園まで約七キロメートルの道程を徒歩で通っているとのことである。報酬は一日七五〇〇ルピアで、二人合わせても一万五〇〇〇ルピアにしかならない。これでは到底六人家族を養っていくことができず、一キログラム当たり三〇〇〇ルピアの米は高嶺の花で、毎日キャッサバしか食べていない。また、授業料を捻出できないために、中学生の娘は退学させざるを得なかったとのことである。

ムアラ・タクス・バル村のロハナ(四

七歳)さんは、もう限界だと語った。

彼女の場合には、立ち退き補償として四〇〇〇万ルピアを受け取る資格があった。しかし、役人のピンハネのために、実際に手渡されたのは、八〇〇万ルピアにすぎなかった。このショックと心労で、彼女の夫は死亡してしまつた。残された四人の子供を育てるために、彼女は、近くの農園に働きに出ていたが、食うのに精一杯で、授業料を出すことはできない。そのため、長男は中学二年で、長女は小学五年で、次男は小学四年で、それぞれ退学させざるを得なかった。次女(一〇歳)は、彼女の手では育てられず、やむをえず孤児院に入れたとのことである。

円借款で作られた 設立たずの井戸

二〇〇〇年九月に現地を訪れた際に、筆者は、奇妙な光景を目撃した。リンボ・ダタ村には、総計で二五個の井戸——第1村では一二個、第2村では一

三個——が設けられているのであるが、いずれも赤茶けた水で飲用には適さない。しかも、これらの井戸には、「OECF援助資金」で作られた旨が表示されている。

井戸などの小額「援助」は、JICAによって行われるのが普通である。どうしてこれに円借款が充てられたのかと疑問に思った。そのため、帰国後、この点を国際協力銀行(JBIC)——一九九九年一〇月にOECFと日本輸出入銀行が合体して設立された——に質したいと思つた。しかし、JBICは、独自に調査したいので、少し待つて欲しいと答えた。

その後、JBICからは何らの返答もなかった。そのため、二〇〇一年一月に現地訪問した後に、いつまで待たば回答が得られるのかと強く抗議した。こうして、散々待たされた後に、ようやく同年四月になって、JBICによる回答が得られた。それによれば、これらの井戸の建設には、一九九七年度に「地方インフラ整備事業(II)」の名目でインドネシア政府に対して供与された二九七億三八〇〇万円の円借款の一部が充当されたという説明であった。そこで、筆者は、そのような巨額融資資金のうち、いくらがリンボ・ダタ村の井戸建設のために充てられたのかと尋ねた。この質問に対しては、JB

ICは、後日回答したいというのであった。しかし、その後、JBICからは何らの連絡もない日々が続いた。

そのため、筆者は、本年三月の現地訪問の後に、四月五日にJBICに押し掛けた。この会合において、JBICは、ようやくにして懸案の井戸への円借款の金額を明らかにした。それによれば、問題の水道関連施設へは総額四億三四三万八三九五ルピア(五七八万一三九三元)——リンボ・ダタ第1村へは一億四七三六万一八一八ルピア(一九六万四三二七元)、リンボ・ダタ第2村へは一億四六一六万四五五五ルピア(二九七万八八〇六元)、コト・ラナウ村へは一億四〇九一万二〇三二ルピア(一八三万八二六〇元)——が供与されたというのである。

これらの水道施設は、そのほとんどが役に立っていない。このような事態が生じたのは、一方においてインドネシアの役人と企業が、この「援助」資金を食い物にしたためであり、他方においてOECFが、このような不正工事をチェックしなかったためである。インドネシア国民は、このような役立たずの井戸への融資資金までも返済しなければならないのであろうか?

環境破壊的な貯水

コトパンジャン・ダム貯水池の造成により、地球上で最も豊かな熱帯植物の宝庫の一つが沈められてしまった。しかも、その際には、樹木を取り除かないままに貯水するという愚挙が犯された。そのために、貯水池では樹木の腐食に伴って、富栄養化現象が加速されておき、これが、水質悪化の一因となつている。また、貯水池底では、沈められた植物の分解に伴って、酸欠状態が生じておき、これが、時々、貯水池に死魚が浮かぶ原因となつている。

さらに、このような植物相の残された浅水域は、ボウフラの恰好の生息環境となつている。そのため、将来的にはマラリアの大量発生懸念さえある。東電設計の市川氏によれば、貯水にあたっては、四一頭のスマトラ象が捕獲され、保護地区へと移動させられた(前掲誌、一二五頁)。しかし、実際には一一頭の象が残っていた。生息地を水没させられたこれらの象は、住民の田畑を荒らし回っている。住民の話では、威嚇のために、やむをえず一頭を射殺したとのことである。

WWFのナジル・フォード氏によれば、リアウ州では保護地区に移された象の八〇%が死んでしまつているとのことである。その理由は、捕獲の際の麻酔銃の傷痕ないしは移動中の鎖による傷痕が化膿して、それが原因で感

染症に罹るためである。この比率で見ると、コトパンジャン・ダムのために捕獲された象は、七〜八頭しか生き残っていないことになる。

象以外の動物については、救出作戦でさえも展開されなかった。そのため、スマトラ虎、バク、熊、鹿、猿などの動物は、水死してしまつた。鳥状に残された土地に避難した動物も餌が得られないために餓死してしまつた。

このように、貯水にあつたのは、生物学的多様性の保全にはほとんど考慮が払われなかつた。このような生態系(エコロジー)の破壊は、まさに「エコサイド」(生態系の絶滅)と言い得る行為である。

茶番劇のJBIC事後 評価ミツシヨ

JBICは、井戸問題に関する筆者への返答を引き延ばしている間に現地調査をビタ・ピナ・セメスタ社(P.T. Bina Bina Semesta)に委託した。この会社は、ジャカルタに本社を持つコンサルタント会社である。この会社による調査報告書は、二〇〇一年五月に出来上がった。しかし、その内容は、お粗末極まりないもので、単なるデスク・ワークの産物にすぎなかつた。

このインテキ調査報告書に基づいて、

JBICは、二〇〇二年一月二四〜二七日に事後評価ミツシヨンを現地に派遣した。この評価ミツシヨンには、JBIC職員三名、BAPPENAS職員二名、PLN職員三名、ビタ・ピナ・セメスタ社社員二名のほか、東京農工大学の中山幹康氏が含まれていた。コトパンジャン・プロジェクトを通じてもない中山氏が、どうして評価ミツシヨンに加わつたのであろうか? また、この評価ミツシヨンには、PLNのトゥンジュン・ウィチャックソノ氏も加わつた。彼は、コトパンジャン・プロジェクトの技師長として、このプロジェクトの総指揮を執つた張本人である。このようなメンバー構成では、公正で客観的な事業評価ができるわけがない。

JBIC評価ミツシヨンは、二〇〇二年一月二五日にリンボ・ダタ第2村を訪れた。この訪問には、ダルペン村長のほか、「コトパンジャン・ダム被害者住民闘争協議会」(BPPRKDKP)のメンバーが応対した。

この会合において、JBICプロジェクト開発部開発事業評価室事後評価班課長の大金正知氏は、「ボンカイ・イステイコマ村とタンジュン・アライ村を訪問した結果に基づいて言えば、リアウ州側の補償問題は、すでに解決している」と聞いている」と発言したとの

ことである。これには、コト・トゥオ村のカリム氏とボンカイ・タビン村のシャフルル村長が、即座に反論して、「その情報は、正しくない。ボンカイ・バル村では、未だ一六三区画が補償されておらず、またコト・トゥオ村では、依然として二一四区画が補償を受けていない」と述べた。これに続いて、闘争協議会議長のマスルル・サリム氏も、「ムアラ・タクス村の住民は、約六〇区画の補償問題について、バンキナン地方裁判所に提訴している。それ故、リアウ州側の補償問題がすでに解決済みであるということなどあり得ない」と反論した。

補償問題が未だ解決していない原因の一つは、地方政府関係者の汚職のためである。例えばボンカイ・バル村の場合には、ムダル氏によれば、およそ一〇〇世帯が、一六三区画について補償金を得ていないのであるが、その原因の多くは、政府役人が財産目録を勝手に改竄して、虚偽の土地所有者に支払つたためであるとのことである。

なお、西スマトラ州側での補償要求裁判は、未だに決着していない。旧タンジュン・バリット村の一〇世帯は、一九九八年に、法律支援事務所(KBH, Kantor Bantuan Hukum)の支援を得て、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した。地裁判決では、補償要求の

対象とされた四七区画のうち、三区画について補償の支払いが認められたにすぎなかつた。そのため、住民側は、これを不服として、最高裁判所に上訴している。

旧タンジュン・パウ村の場合には、住民六七世帯が、二〇〇〇年五月二四日に、KBHの支援を得て、総額一億四五〇〇万ルピアの損害補償を求めて、タンジュン・パティ地方裁判所に提訴した(本誌二〇〇一年二月号、四七〜四八頁参照)。地裁判決(二〇〇一年二月二一日)では、六七要求案件のうち、一〇件について一三六二万五〇〇〇ルピアの補償支払いが認められたにすぎなかつた。二案件の土地は孤島状態にあり、八案件の土地は冠水状態であるために、補償が支払われるべきであるというのであつた。しかし、その他の孤島状態の土地については、小舟などの交通手段でアクセスできるというのであつた。この判決内容に納得しない住民側は、現在、本件を最高裁判所に上訴している。

住民不信を招いている 「行動計画」作り

本年三月に、筆者は、「コトパンジャン・ダム被害者住民を支援する会」のメンバー六名と弁護士二名とともに現

地入りした。その際、立ち退き住民と現地NGO「タラタック協会」(Yayasan Taratak)からは、JBICが、新たな「行動計画」(action plan)について、それへの資金提供を約束していると知らされた。現地住民の間では、この「行動計画」は、ゴム園の造成の失敗を取り繕い、また無用の井戸を消し去るためのJBICの焦りとして受け取られている。

このような住民の疑惑を増幅させたのが、二〇〇一年二月七日付けの現地紙『ハルアン』の報道であった。それによれば、国家開発企画庁(BAPPENAS)は、西スマトラ州地域開発企画局(BAPPEDA)に対してリンボ・ダタ移住地の再整備計画の策定を要求し、「この計画については、すでにJBICに対して約九五〇億ルピアの資金援助が提案されている。この提案は、原則的に同意されている。この援助資金のうち、今後、六〇〇億ルピアは、住民のゴム園の再建のために使われ、また三五〇億ルピアは、生活再建とMCK(水浴、洗濯、便所)のために使われるであろう」というのである。

そこで、筆者は、帰国後四月五日にJBICを訪れた際に、この報道の真偽について尋ねてみた。この質問に対しては、JBICは、誤報であると答

えた。しかし、それならば、現地でJBICの委託を受けたと称する日本工営(株)の社員とジャカルタに本部を持つ開発NGO「ビナ・スワダヤ」(Bina Swadaya)が、なぜに動き回っているのかと尋ねた。この質問に対しては、JBICからは納得のいくような説明は得られなかった。

現地では、西スマトラ州政府は、すでに「行動計画」の策定作業を始めている。本年初頭には、BAPPEDAからは、タラタック協会に対して、この目的のために開かれる会合への参加を求める招聘状が送られてきた。この会合での議題は、「すでに合意された覚書のうちにあるコトパンジャン水力発電事業の行動計画の検討」と記されていた。

この会合への参加要請に対して、タラタック協会は、拒否回答を送付した。それには、次のように書かれていた。「ここでお尋ねしたいのは、どの会合において、また誰が合意したのかということ。私達の知る限り、私達が、BAPPEDAと会つたり、ないしは何かについて合意したりしたことはありません。そのため、私達は、BAPPEDAによって開催される会合への出席を拒否します。なぜなら、BAPPEDAによって行われようとしているコトパンジャン問題への対処の仕方

に、私達がかかわること、ないしは巻き込まれることを望まないからです。」闘争協議会もまた、このような「行動計画」作りに非協力の姿勢を打ち出している。同協議会議長のサリム氏によれば、補償問題の解決が先決であり、これがなされなければ、ダム撤去を要求するものである。

我々訪問団との間で三月二二日に開かれた会合において、サリム氏は、次のような闘争協議会の基本姿勢を、すでにJBICに対して伝えてあると述べた。つまり、これまで何度にもわたって調査が行われてきたにもかかわらず、事態は何ら変わっておらず、故JBICの調査には協力する意向はなく、日本での提訴の方針には変わりはないというのである。

この会合において、KBHのアデル・ユシルマン弁護士はまた、コトパンジャン・ダムの建設により、社会的、経済的、文化的ないずれの観点からしても、地元住民の基本的権利が侵害されているのであって、これは、「人道に対する罪」にあたることを述べた。それ故、日本での提訴においては、この観点から、東電設計、JICA、JBIC、外務省などの機関と関係者の責任追及を行いたいと述べた。

この問題が日本の裁判所に提訴されるならば、ODA訴訟の第一号案件と

なる。この裁判においては、被害住民からは原状回復、つまりダム撤去の要求が持ち出されるであろう。この要求に対して、日本政府は、ただ「援助」資金を出しただけであるという言い逃れはできないであろう。なぜなら、このような非人道的で環境破壊的な「援助」案件をでっち上げたのは、東電設計とJICAであるからである。また、一九九一年九月には二人の住民代表が来日し、外務省など日本政府に対して融資中止を要請している。その際に、これにに応じてさえいれば、今日の悲劇的な事態は避け得たのである。そのうえ、一九九七年二月二八日の貯水に際しては、東電設計、さらにOECDと外務省は、その延期をインドネシア政府に対して要求できたはずである。

このように、日本政府と関係者は、ジェノサイド、エスノサイド、エコサイドといった国際犯罪に作法的にも不作為的にも加担していた。それ故、裁判では、このような共同不法行為について、誰が、どのような形で責任を負うべきなのかが問われることになろう。

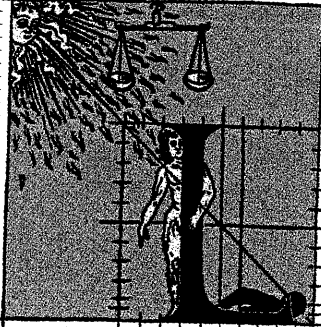
(すみ・かずお)

法学 セミナー

2002年6月1日発行 毎月1回1日発行 通巻570号 1956(昭和31年)4月12日 第3種郵便物認可 Vol.47.6
日本評論社 ISSN 0439-3295

6

2002



特集1

フアーストキツト憲法入門

●阪口正二郎 ●愛敬浩二 ●中島徹

ロースクールの〇と×2002

法律家の「聞く」技術に学べ！ロイヤリング入門

●塚原英治 ●斎藤知子 ●矢野和雄 ●柴垣明彦 ●森川文人

ロージャーナル

自衛隊とクーデター問題②

再考・ジャーナリズム論

スハルト「腐敗」援助による人権侵害と環境破壊

ロークラス

憲法の基本原理で考える ●代表制と直接制

鳥瞰・契約法 ●不履行の場合の法律関係

財産法の学び方・渡辺道場 ●判例はまなびの宝庫と心得よ

List Lessons in 担保物権法 ●非典型担保

論争・刑事訴訟法 ●裁判の効力

西沢優

赤尾光史

鷺見一夫

只野雅人

沖野真巳

渡辺達徳

椿寿夫

高田昭正・白取祐司・田口守一